

多重債務事件処理における面談義務はなぜ重要なのか～失ってはいけない大切なものの～を考えるシンポジウム

2025年

10月3日 金 18:00～19:30

参加費無料
事前申込制

日弁連における債務整理事件処理における各規制の概要を確認した上で、直接面談の必要性・有用性を考える本シンポジウムを企画しました。オンラインツールによる面談を行うことで、直接面談に代えることができる場合はないのかなど、行政における相談現場の視点も踏まえて議論します。

参加方法

ぜひ御参加ください。



弁護士会館1701会議室（申込先着50名）・Zoomウェビナーによる配信
(東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館17階)

申込方法 下記のURL 又は二次元コードから 9月26日（金）までにお申し込みください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/tajyusaisymp/mendangimu/>

※Zoomによる参加方法は、開催日が近づきましたら、申込みされた方宛てにメールで御案内します。

プログラム

■ 基調報告

小林孝志弁護士（日弁連消費者問題対策委員会副委員長/宮崎県弁護士会）

■ 債務整理事件処理の構造を医療になぞらえての報告

小野仁司弁護士（日弁連消費者問題対策委員会委員/神奈川県弁護士会）

■ 行政の現場における多重債務相談の実態

生水裕美氏（一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事/元滋賀県野洲市市民部次長）

■ パネルディスカッション

コーディネーター：小林孝志弁護士

パネリスト：小野仁司弁護士、生水裕美氏、高橋敏信弁護士
(日弁連消費者問題対策委員会委員/大阪弁護士会)